

平成 30 年度大阪府訪問看護推進事業 間接補助事業について

－ 概 要 版 －

大阪府訪問看護ステーション協会では、大阪府の委託をうけ、大阪府訪問看護推進事業を実施しています。より多くの府内の訪問看護ステーションに、間接補助事業をご活用いただきたく、この度、平成 30 年度大阪府訪問看護推進事業 間接補助について－概要版－を作成いたしました。

要件の見直しや、新規事業も一部ございますので、大阪府の要綱、補助金 Q & A とあわせてご確認いただき、自施設の基盤整備、機能強化、連携の推進にむけて、是非、補助金をご活用ください。

作成 平成 30 年 6 月 30 日

大阪府訪問看護ステーション協会

【平成 30 年度大阪府訪問看護推進事業 間接補助事業の種類】

1. 新任訪問看護職員育成事業 P 1
2. 訪問看護師産休等代替職員確保支援事業 P 2
3. 訪問看護ネットワーク事業
 - 1) 相互連携事業（ネットワーク事業） P 3
 - 2) 訪問看護ステーション規模拡大推進事業 P 4
 - ア 訪問看護連携システム導入支援事業 P 5
 - イ 事務職員等の雇用支援事業 P 6
 - ウ 特定行為研修等の代替職員確保事業 P 7
 - カ 土日営業体制確保事業【新設】 P 8

【平成 30 年度事業からの要件】

| 間接補助の種類 | 平成 30 年からの要件 |
|--------------------|---|
| 新任訪問看護職員育成事業 | 訪問看護ステーション勤務経験が合計 1 年未満の採用者に要件拡大 |
| 訪問看護師産休等代替職員確保支援事業 | 休暇を取得する看護職員は、常勤・パートのいずれも対象とする (但し、過去勤続 1 年以上の継続雇用者に限る) 代替看護職員は、前年度 1 月以降の採用者も対象とする |
| 相互連携事業 | 変更なし |
| 訪問看護ステーション規模拡大推進事業 | 訪問看護連携システム導入支援、事務職員等雇用支援について、単年度の申請が可能になりました 例) 平成 29 年度に「訪問看護連携システム導入支援」を申請し、平成 30 年度に「事務職員等雇用支援」を申請が可能 |
| 事務職員等の雇用支援 | 平成 30 年 1 月以降の事務職員雇用も対象とする (但し、最大補助期間は勤務開始から 10 ヶ月かつ 4 月以降の賃金となります) Q & A 参照のこと |
| 土日営業体制確保事業 | 【新設事業】 南河内ブロック、泉南ブロックを優先的に補助 |

【問い合わせ先・申請書送付先】

一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会

〒542-0012 大阪府大阪市中央区谷町 6 丁目 4-8 新空堀ビル 205 号

TEL : 06-6767-3800 FAX : 06-6767-3801

1. 新任訪問看護職員育成事業

【目的】

訪問看護師の確保・育成・定着を図るとともに、訪問看護サービスの向上を目指します。

【事業の概要】

本事業は、府内の訪問看護ステーションが新任訪問看護職員を雇用し、所定の研修プログラムに沿った研修を実施した場合に、対象経費44万円の1/2である22万円を補助します。

【申請できる訪問看護ステーション】

新任訪問看護職員（下記参照）を雇用し、育成する府内の訪問看護ステーション

【対象となる新任訪問看護師】

府内に所在する訪問看護ステーションに勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師。訪問看護ステーションに始めて従事する場合はもちろんのこと、訪問看護ステーションに勤務した経験があっても、その合計期間が1年未満である看護職員を雇用した場合は対象となります。勤務開始日に関わらず、訪問看護ステーション勤務経験が合計1年未満の方であれば、補助対象とします

【補助される経費】

新任訪問看護職員を雇用し、所定の研修プログラムに沿った研修の実施に必要な経費（教育担当者（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費）

【補助対象となる期間】

平成30年4月1日～平成31年1月31日までの育成研修

【募集数】 45名程度

【間接補助決定にかかる条件】

次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 新任訪問看護職員のための職場適応のサポートやメンタルサポート等の体制を整備する事
- (2) 研修における組織の体制として、教育担当者の役割を担う者を明確にすること
- (3) 「大阪府訪問看護新任職員向け達成目標設定兼評価シート」に示された項目に沿って研修目標を設定するとともに、その評価を行うこと
- (4) 次の研修を受講すること
 - ア 訪問看護eラーニング研修の全教科
 - イ 新任向け訪問看護師階層別研修、あるいは同等の内容の研修
 - ウ 病院施設実習（病院施設での経験がない方のみ受講）
 - エ 地域研修（診療所、居宅介護、地域包括、病院外来・退院支援部門、老人保健施設等の他施設で2か所以上研修を受講）
 - オ 技術研修（訪問看護師に必要な技術トレーニングは、自施設でのOJTに加え、他の事業者団体等が実施する訪問看護師向け研修を受講）

【申請書類】 大阪府ホームページをご参照ください

大阪府ホームページ（実践研修事業）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/hokeniryokikaku/houkan/jissenkenkensyuu.html>

※必ず、要綱を確認の上、申請をお願いいたします

【申請の受け付け】

平成30年7月1日～平成31年1月7日（必着）

本事業の予定額を超えた時点で受付を早期終了します

【報告書の受付開始日、締切日】

平成31年1月7日～平成31年2月28日（必着）

（報告書は、上記期間内において順次受付いたします）

2. 訪問看護師産休等代替職員確保支援事業

【目的】

訪問看護ステーションで働く看護職員の定着を推進し、もって在宅における療養環境の向上と地域包括ケアの推進を図ることを目的とする。育児出産があっても、働き続けられる職場環境を整える。

【事業の概要】

訪問看護ステーションに勤務する看護職員が、出産、育児又は家族の介護のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合に、当該訪問看護ステーションが代替職員を雇用するために必要な支援をすることで、訪問看護ステーションで働く看護職員の定着を推進し、在宅における療養環境の向上を図ります。代替職員の給与費等の1/2を補助します。

【申請できる訪問看護ステーション】

本事業の目的を達成するため、①対象となる産休、育休、介護休暇を取得する看護職員の代替職員を確保し、②必要な職場環境を整備できる大阪府内の訪問看護ステーション

【対象となる看護職員と補助対象となる休暇】

当該訪問看護ステーションに引き続き雇用された期間が1年以上で、本事業の補助対象休暇を取得する現任看護職員です。常勤、パートの要件はありませんが、概ね常勤と同等の看護職員とします

- | |
|---|
| <p>(1) 産前産後休業 出産予定日を含む6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から産後8週間を経過するまでの期間</p> <p>(2) 育児休業 子が1歳に達するまで（両親ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間に1年間）の間に休業する期間</p> <p>(3) 介護休業 対象家族一人につき常時介護を必要とする状態に至るごとに1回、通算して93日まで、家族を介護するために休業する期間</p> |
|---|

【代替職員の雇用条件と補助される賃金の範囲】

代替職員は保健師、助産師、看護師、准看護師の資格を持つものとする。代替職員が従事する業務は、休暇を取得する現任看護職員が現に従事する看護に関する業務とする。

本事業における代替職員の賃金の補助は、現任看護職員が、休暇を取得する時間数の合計までとする。

（平成30年4月以降の新たな雇用者（代替職員）の確保を目的としますが、前年度雇用者が対象となる場合もありますので、お問い合わせください。）

【補助決定条件（就業規則の変更・追加）】

休業後の職制上の地位が休業前より下回らない、職務内容が異ならない、休業後の異動がないなど現任看護職員の原職（※）への復帰について、就業規則に規定していなければならない。

【申請書類】大阪府ホームページをご参照ください

大阪府ホームページ（訪問看護師産休等代替職員確保支援事業）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/hokeniryokikaku/houkan/sankyuu.html>

※必ず、要綱を確認の上、申請をお願いいたします

【補助対象の期間】平成30年4月1日～平成31年3月31日

【申請開始日】平成30年7月1日より受け付け開始 予定額超えた時点で受付終了とします

【報告書の受付開始日、締切日】

平成31年1月7日～平成31年2月28日（必着）

3. 訪問看護ネットワーク事業

1) 相互連携事業（ネットワーク事業）

【目的】

訪問看護ステーションと他の訪問看護ステーション、介護事業者所、医療機関等が相互に連携し、訪問看護サービス向上を図る

【事業の概要】

訪問看護ステーションと他の訪問看護ステーション、介護事業者所、医療機関等が相互に連携し、訪問看護サービスの向上を図るために必要な経費（上限 60 万円）の 1 / 2 を助成します。

【申請できる訪問看護ステーション】

本事業の目的を達成するための事業を実施予定の府内の訪問看護ステーション
本事業について過去申請交付受けた事業所は、申請はできません（1 回限り）

【事業の例】

○訪問看護の推進のため地域の訪問看護ステーションと協働して、合同パンフレットを作成配付
○訪問看護連携ツールを活用し、複数の事業所間で相互連携し、訪問看護実践の連携強化を図る
○地域の病院等と連携し、在宅医療・訪問看護推進を目的とした連携研修を企画・実施 など

【補助される経費】

相互連携事業に必要な経費としては以下のとおりです。（一事業所あたり）

| 対象経費 | 基準額（上限） | 補助率 | 交付額（上限） |
|-------------------------|---------|-------|------------|
| 備品購入費；ITシステム等の整備に要する経費等 | 30 万円 ※ | 1 / 2 | 上限 15 万円 ※ |
| 施設整備費；施設の改修に要する費用 | 45 万円 ※ | 1 / 3 | |
| 人件費等；相互連携の企画及び運営経費 | 30 万円 | 1 / 2 | 上限 15 万円 |

※ 備品購入費と施設整備費の間接補助金交付額は合計 15 万円までとする

【補助対象となる期間】

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 1 月 31 日までの連携事業

【間接補助決定にかかる条件】

大阪府訪問看護ステーション協会内に審査選定委員会を設置し、申請書類を審査します。
採択された事業所には、速やかに採択通知を交付いたします。

【申請書類】 大阪府ホームページをご参照ください

大阪府ホームページ（実践研修事業）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/hokeniryokikaku/houkan/network.html>

※必ず、要綱を確認の上、申請をお願いいたします

【申請の受け付け】

平成 30 年 7 月 1 日～平成 31 年 1 月 7 日（必着）
本事業の予定額を超えた時点で受付を早期終了します

【報告書の受付開始日、締切日】

平成 31 年 1 月 7 日～平成 31 年 2 月 28 日（必着）
（報告書は、上記期間内において順次受付いたします）

【交付決定・経費の交付について】

大阪府訪問看護ステーション協会内の審査選定委員会で、報告書類を審査します。
審査され、承認された事業者に順次交付決定通知を送付します。（1 月～3 月）
交付金のお支払いは、3 月～4 月頃の予定です

2) 訪問看護ステーション規模拡大推進事業（ネットワーク事業）

●全体及び統一事項

【目的】

訪問看護ステーションの連携体制構築及び規模拡大・機能強化を推進し、訪問看護ステーションの基盤整備を行うことにより、訪問看護サービスの向上を図る

【事業の種類】

訪問看護ステーションの経営の安定化と、24時間対応、緊急訪問、重症度の高い患者の受入れ等を増やすため、訪問看護ステーションの大規模化・機能強化を推進する事業

- ア 訪問看護連携システム導入支援事業（間接補助事業）
- イ 事務職員等の雇用支援事業（間接補助事業）
- ウ 特定行為研修等の代替職員確保支援事業（間接補助事業）
- エ ピアカウンセリング支援事業
- オ 機能強化支援事業
- カ 土日営業体制確保事業【新設】（間接補助事業）

【規模拡大・機能強化の考え方】

■【規模拡大の考え方】

- ①報告書提出時点で看護師常勤換算5名以上であること（従前どおり）
- ②平成30年3月31日より、平成30年12月31日時点（平成30年12月31日を越える場合は、報告書提出時点も可）において看護常勤換算で増加している

（注意）平成30年4月1日以降の新規開設ステーションにおいては、上記①及び、当該事業開始時点より平成30年12月31日時点において看護常勤換算で増加していることの両方の要件が必要

■【機能強化の考え方】

- ①平成30年3月末時点では取得できていなかった基準（緊急時訪問看護対応体制等）が、報告書提出時点で基準を取得（指定）できていること
- ②平成30年4月1日以降の新規開設ステーションにおいては、事業開始月の月末で取得できていなかった基準（緊急時訪問看護対応体制等）が、報告書提出時点で基準を取得（指定）できていること
（近畿厚生局又は市町村からの指定書、受付受領印等のある当該基準の申請書などの証明が必要）

■「規模拡大」または「機能強化」が必要要件となっているネットワーク事業

- ア 訪問看護連携システム導入支援事業（間接補助事業）
- イ 事務職員等の雇用支援事業（間接補助事業）

（注意）⇒ “ウ 特定行為研修等の代替職員確保支援事業” は、「規模拡大」または「機能強化」が必要要件ではありません。（従前どおり）
“カ 土日営業体制確保事業” は、土日営業を開始した旨の運営規程の変更の証明が必要となります。
（近畿厚生局または市町村への受領印のある届出申請書等の提出、届出前後の運営規程の提出が証明書類となります）

- ★ ア～カの事業の概要については、以下ページをご参照ください
- ★ 尚、各種事業の要綱、申請書は大阪府ホームページにありますのでよく確認のうえ、各事業への申請をお願いします

大阪府HP（大阪府訪問看護推進事業）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/hokeniryokikaku/houkan/index.html>

【問い合わせ先・申請先】

大阪府訪問看護ステーション協会 TEL06-6767-3800

ア 訪問看護連携システム導入支援事業（ネットワーク事業／間接補助事業）

【目的】

複数の訪問看護ステーション間の連携強化（規模拡大）等の促進と利用者の情報共有を図る

【事業の概要】

訪問看護ステーションが平成30年度、訪問看護ステーションの規模拡大・機能強化に必要な適正規模の訪問看護連携システムを導入・利用するための経費、訪問看護連携システムのデータ入力・参照利用端末（モバイル端末を含む）を購入するための経費を助成します。

【申請できる訪問看護ステーション】

平成30年4月以降に、規模拡大、機能強化を行った訪問看護ステーションです。
本事業について過去申請交付を受けた事業所は、申請はできません（1回限り）

【補助対象となる経費と基準額及び交付額の上限】

| 対象経費 | 基準額（上限） | 補助率 | 交付額（上限） |
|--|--|-------|---------|
| 訪問看護ステーションの規模拡大・機能強化に必要な適正規模の訪問看護連携システムを導入・利用するための経費（需用費、委託料、使用料及び賃借料） | 1事業所当たり 50万円 | 10/10 | 50万円 |
| 訪問看護連携システムのデータ入力・参照利用端末（モバイル端末を含む）を購入するための経費（備品購入費） | 1事業所当たり17万5千円 ただし、端末1台当たり3万5千円までとし、1事業所当たり5台までとする | 1/2 | 8万7千円 |

【補助対象となる期間】

平成30年4月1日～平成31年1月31日まで

【申請書類】 大阪府ホームページをご参照ください

大阪府ホームページ（ネットワーク事業）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/hokeniryokikaku/houkan/network.html>

【申請の受け付け】

平成30年7月1日～平成31年1月7日（必着）
本事業の予定額を超えた時点で受付を早期終了します

【報告書の受付開始日、締切日】

平成31年1月7日～平成31年2月28日（必着）
（報告書は、上記期間内において順次受付いたします）

【交付決定・補助金の交付について】

大阪府訪問看護ステーション協会にて報告書及び添付書類等を審査します。
審査され、承認された事業者に順次交付決定通知を送付します。（1月～3月）
交付金のお支払いは、3月～4月頃の予定です。

イ 事務職員等の雇用支援事業（ネットワーク事業／間接補助事業）

【目的】

訪問看護ステーションの連携体制構築及び規模拡大・機能強化を推進し、訪問看護ステーションの基盤整備を行うことにより、訪問看護サービスの向上を図る

【事業の概要】

訪問看護ステーションが機能強化あるいは中規模以上（常勤換算 5 人以上）へ規模拡大を図ることを目的に、新たに事務職員を雇用する場合、その経費の 1 / 2 を助成します。

【申請できる訪問看護ステーション】

平成 30 年 4 月以降に、規模拡大、機能強化を行った訪問看護ステーションです
本事業について過去申請交付を受けた事業所は、申請はできません（1 回限り）

【補助対象となる経費と基準額及び交付額の上限】

| 対象経費 | 基準額（上限） | 補助率 | 交付額（上限） |
|---|---------------------------------------|-------|---------|
| 訪問看護ステーションの統合、事務処理の統一・共同化するために必要な事務職員等の雇用経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費）又は、事務職員等を派遣している会社に支払う派遣料金（上記雇用経費の範囲内） | 1 事業所当たり 306 万円 ※3により算出された額 | 1 / 2 | 153 万円 |

※3 $(2 \text{ 千円} \times \text{従事時間総数}) + (1 \text{ 千円} \times \text{従事日数})$

ただし、従事時間総数は、1 日につき 8 時間を超えないこととし、紹介手数料は含まない。

【補助対象となる期間】

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 1 月 31 日まで

※注意事項

機能強化の場合は、機能強化の基準を取得した月までが補助対象となります

【申請書類】大阪府ホームページをご参照ください

大阪府ホームページ（ネットワーク事業）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/hokeniryokikaku/houkan/network.html>

【申請の受け付け】平成 30 年 7 月 1 日～平成 31 年 1 月 7 日（必着）

本事業の予定額を超えた時点で受付を早期終了します

【報告書の受付開始日、締切日】

平成 31 年 1 月 7 日～平成 31 年 2 月 28 日（必着）

（報告書は、上記期間内において順次受付いたします）

【交付決定・補助金の交付について】

大阪府訪問看護ステーション協会にて報告書及び添付書類等を審査します。

審査され、承認された事業者順次交付決定通知を送付します。（1 月～3 月）

交付金のお支払いは、3 月～4 月頃の予定です。

ウ 特定行為研修等の代替職員確保事業（ネットワーク事業／間接補助事業）

【目的】

特定行為研修等、訪問看護師の長期かつ計画的な研修受講を支援し、看護実践能力を高める

【事業の概要】

訪問看護ステーションに勤務する看護職員を 特定行為研修等に参加させる際、代替のための看護職員を雇用する場合、その経費（上限 102 万円）の 1 / 2 を助成します。

【申請できる訪問看護ステーション】

平成 30 年 4 月 1 日以降に、看護職員が特定研修等の長期にわたる研修を受講するために代替職員の確保を行った訪問看護ステーションです

【補助対象となる経費と基準額及び交付額の上限】

| 対象経費 | 基準額（上限） | 補助率 | 交付額（上限） |
|---|---|-------|---------|
| 訪問看護ステーションに勤務する看護職員が特定行為研修等の長期にわたる研修を受講し、看護実践能力を高めるために必要な代替職員の雇用経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費）又は、代替職員を派遣している派遣会社に支払う派遣料金(上記雇用経費の範囲内) | 1 事業所当たり 102 万円 ※3により算出 された額 | 1 / 2 | 51 万円 |

※3 (2 千円×従事時間総数) + (1 千円×従事日数)

ただし、従事時間総数は、1 日につき 8 時間を超えないこととし、紹介手数料は含まない。

【補助対象となる期間】

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 1 月 31 日まで

【補助対象となる研修】

特定行為研修及び、看護実践能力を高めるための研修

15 時間以上／看護職員一人あたり（研修を組み合わせ 15 時間以上となる場合も可）

受講した証明が必要（受講証明書または、参加者の受講報告書（記録）等）

【代替看護職員の条件】

平成 30 年 1 月以降に新たに雇用した看護職員又は、非常勤雇用で研修の代替勤務として勤務日数（時間）を延長したものを対象とします。（常勤の時間数を超えるものは不可）

【申請書類】 大阪府ホームページをご参照ください

大阪府ホームページ（ネットワーク事業）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/hokeniryokikaku/houkan/network.html>

【申請の受け付け】

平成 30 年 7 月 1 日～平成 31 年 1 月 7 日（必着）

本事業の予定額を超えた時点で受付を早期終了します

【報告書の受付開始日、締切日】

平成 31 年 1 月 7 日～平成 31 年 2 月 28 日（必着）

（報告書は、上記期間内において順次受付いたします）

【交付決定・補助金の交付について】

大阪府訪問看護ステーション協会にて報告書及び添付書類等を審査します。

審査され、承認された事業者に順次交付決定通知を送付します。（1 月～3 月）

交付金のお支払いは、3 月～4 月頃の予定です。

カ 土日営業体制確保事業【新設】（ネットワーク事業／間接補助事業）

【目的】

土曜日、日曜日、祝日等、訪問看護ステーションの営業日の拡大を支援し、訪問看護の安定的な提供体制を整備する

【事業の概要】

訪問看護ステーションが新たに土日営業するために必要な看護職員等の経費（上限 78 万円）の 1 / 2 を助成します。

【申請できる訪問看護ステーション】

平成 30 年 4 月 1 日以降に、土曜日、日曜日、祝日の営業を開始した府内訪問看護ステーション
今年度は、土日営業を行うステーションが少ない地域（南河内地域、泉南地域）を優先的に補助します

★本事業の優先地域

【南河内】松原市 羽曳野市 藤井寺市 河内長野市 富田林市 大阪狭山市 千早赤阪村、河南町、太子町
【泉南】和泉市 高石市 泉大津市 忠岡町 岸和田市 貝塚市 熊取町 泉佐野市 田尻町 泉南市
阪南市 岬町

【補助対象となる経費と基準額及び交付額の上限】

| 対象経費 | 基準額（上限） | 補助率 | 交付額（上限） |
|--|--|-------|---------------------------|
| 訪問看護ステーションが新たに土日営業するために必要な看護職員等の雇用経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費）又は、看護職員等を派遣している派遣会社に支払う派遣料金(上記雇用経費の範囲内) | 78 万円／一人（分）かつ 1 事業所当たり 2 人（分） まで （拡大した営業日 1 日あたり、2 名の勤務者までを対象とします） ※ 4 により算出された額 | 1 / 2 | 39 万円×2 名分 (78 万円) |

※ 4 （2 千円×従事時間総数）＋（1 千円×従事日数）

ただし、従事時間総数及び従事日数は、土曜日、日曜日、祝日が対象であり、紹介手数料は含まない。

【補助対象となる期間】

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 1 月 31 日まで

【土日、祝日の体制整備について】

土曜日、日曜日、祝日の営業日の拡大については当該訪問看護ステーションの運営規程の変更が必要です。報告時に、営業日拡大前、後の運営規程の提出をしていただきます。
（併せて近畿厚生局又は市町村への受付受領印等のある当該運営規定の変更届けなどの証明が必要）

【申請書類】大阪府ホームページをご参照ください

大阪府ホームページ（ネットワーク事業）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/hokeniryokikaku/houkan/network.html>

【申請の受け付け】

平成 30 年 7 月 1 日～平成 31 年 1 月 7 日（第一次申込は、平成 30 年 7 月 1 日～8 月 31 日）
本事業の予定額を超えた時点で受付を終了予定。申し込み多数の場合は按分となります。

【報告書の受付開始日、締切日】

平成 31 年 1 月 7 日～平成 31 年 2 月 28 日（必着）
（報告書は、上記期間内において順次受付いたします）

【交付決定・補助金の交付について】

大阪府訪問看護ステーション協会にて報告書及び添付書類等を審査します。
審査され、承認された事業者者に順次交付決定通知を送付します。（1 月～3 月）
交付金のお支払いは、3 月～4 月頃の予定です。

平成 30 年 6 月 30 日 作成 ホームページ掲載開始
平成 30 年 7 月 11 日 土日営業体制確保事業の優先地域、基準額の解釈を追加表示
特定行為研修等代替職員確保事業の代替職員の条件を追加表示